

長期信用銀行法施行令第一条第三号等の規定に基づき剰余金及び引当金を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十二号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（預金の受払事務の委託） 第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 （略） 三 保険業法（平成七年法律第百五号）第一条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等</p>	<p>（預金の受払事務の委託） 第四条 規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。 一・二 （略） （新設）</p>